

令和2年12月議会 提出議案（概要）

- 1 指定管理者の指定について・・・・・・・・・・P1
- 2 令和2年度12月補正予算・・・・・・・・・・P59

子ども家庭局

【議案第177号～第181号】

指定管理者の指定について（北九州市立小倉北ふれあい保育所等）

指定管理者の指定議案一覧(5議案/5施設)

議案番号	施設名	指定管理者	指定期間		担当課	ページ
第177号	北九州市立小倉北ふれあい保育所 (乳児部) (夜間部)	社会福祉法人正善寺福祉会	5年	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	保育課	P2～
第178号	北九州市立北方保育所	社会福祉法人北九州市保育事業協会	5年	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日		P10～
第179号	北九州市立陣原保育所	社会福祉法人北九州市保育事業協会	5年	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日		P18～
第180号	北九州市立千防保育所	社会福祉法人北九州市保育事業協会	5年	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日		P26～
第181号	北九州市立ユースステーション	ユースの未来共同事業体	5年	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	青少年課	P40～

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和2年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称:北九州市立小倉北ふれあい保育所

所在地:北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

施設内容:①施設概要 SRC造6階建の2階部分(800.18㎡)

②事業内容 保育所の管理及び保育の実施

(2) 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称:社会福祉法人 正善寺福祉会

所在地:北九州市小倉北区神岳二丁目10番31号

主な業務内容:指定管理保育所(小倉北ふれあい保育所)及び民間保育所(1所)の運営

2 指定の経緯

令和2年 7月 8日～7月28日 募集要項等の配布

令和2年 8月 2日 現地説明会

令和2年 8月 7日 申請書の受付

令和2年 8月11日～8月25日 事業計画書の受付

令和2年 10月 9日 指定管理者検討会(ヒアリング)の開催

令和2年 10月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格(以下のすべてを満たすもの)

- ・法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ・本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する自体が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ・現地説明会に参加していること。

(2) 応募状況

説明会参加:1 団体

応募件数:1 団体(社会福祉法人 正善寺福祉会)

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[学識経験者] 尾家 京子(東九州短期大学幼児教育学科 教授 幼児教育学科長)
- ・[学識経験者] 野中 千都(中村学園大学教育学部 児童幼児教育学科 准教授)
- ・[有識者] 中西 光恵 (元 北九州市立西戸畑保育所 所長)
- ・[財務関係] 松木 摩耶子(公認会計士)

5 選定基準

選定基準(=審査項目)及びポイント	
1 指定管理者としての適性	
(1) 施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営(指定管理業務)に対する理念や基本方針を持っているか。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	① 長期間安定的な管理運営(指定管理業務)を行っていただくための人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験など	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ② 応募団体が施設の管理運営(指定管理業務)に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2 管理運営計画の適確性	
【有効性】	
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	① 施設の管理運営(指定管理業務)に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
(2) 利用者の満足度	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
【効率性】	
(3) 指定管理料及び収入	① 指定管理業務に係る費用(指定管理料)が最小限に抑えられているか。 ② 収入が最大限確保される提案であるか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ② 経費の配分は適切であるか。 ③ 積算根拠は明確であるか。 ④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】	

(5) 管理運営体制など	
①	施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
②	施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員の配置が合理的であるか。
③	施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④	職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 安全対策、危機管理体制など	
①	施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
②	日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
③	衛生管理及び感染症防止の対応などが適切であるか。
④	防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗 率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている(市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している)
4	80%	優れている(市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している)
3	60%	普通(市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している)
2	40%	多少不十分である(市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい)
1	20%	不十分である(市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい)
0	0%	劣っている(能力がほとんどなく、任せることに不安がある)

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準(=審査項目) 及びポイント	配点	評価レベル						平均	審査 結果	得点
			構成員				平均	審査 結果			
			A	B	C	D					
社会福祉 法人 正善寺福 社会	1 指定管理者としての適正										
	(1)施設の管理運営に対する理念、基本方針	5	5	5	5	4	4.7	5	5		
	(2)安定的な人的基盤や財政基盤	5	4	4	4	4	4	4	4		
	(3)実績や経験など	5	5	4	4	5	4.5	5	5		
	2 管理運営計画の適確性										
	【有効性】										
	(1)施設の設置目的の達成に向けた取組み	30	5	4	4	4	4.2	4	24		
	(2)利用者の満足度	10	5	4	5	4	4.5	5	10		
	【効率性】										
	(3)指定管理料及び収入	15	3	3	3	3	3	3	9		
	(4)収支計画の妥当性及び実現可能性	10	3	3	3	3	3	3	6		
	【適正性】										
	(5)管理運営体制など	10	4	4	5	4	4.2	4	8		
	(6)平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	3	3	4	4	3.5	4	8		
	合計	100	83	74	80	76	—		79		
加点(地元団体に対する優遇措置) 5点									84		
加点(優秀指定管理者に対する優遇措置) 3点									87		

※「平均」欄は小数点第1位まで記入。小数点第2位以下は切捨て

(2) 検討会における主な意見

- ・夜間保育に関する研究を熱心に行っている努力を評価する。
- ・長年に亘る保育の経験があり、夜間保育等の実績が非常に優れている。
- ・長年に亘る保育所運営からの高い見識を有している。
- ・職員の資質向上の取組みの結果が、保育士確保につながっている。
- ・今後の課題について、しっかりと分析されているため、その点を改善しながら、保育に還元してほしい。

(3)検討会における検討結果

本市が求める水準を満たしており、社会福祉法人 正善寺福祉会が指定管理者として相応しいと判断する。検討会における議論を十分に考慮し、最終決定を行うよう市に求めることとする。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人 正善寺福祉会を指定管理者候補に選定しました。

(1)選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2)市における主な選定理由

- ・保育所の設置目的及び市の施策についてよく理解しており、また同施設の管理に関する意欲が強く感じられる。
- ・長年、夜間保育所を運営していることから、夜間保育に対するノウハウを十分に有しており、安定した保育所運営が期待できる。
- ・市内唯一の夜間保育所として、全国的にも活動を行っており、経験・実績が非常に優れている。
- ・指定管理施設運営に必要な人的基盤や財政基盤を有している。
- ・IT を活用した保育の取組みが、利用者の満足度向上にもつながっている。
- ・SNS やオンラインを取り入れ、時代に合った保育に取り組んでいる。
- ・安全対策、危機管理体制等が十分に考えられており、児童の安全等について配慮がなされている。

8 提案額

188,094 千円(令和 3 年度～令和 7 年度までの各年度)

提 案 概 要

(北九州市立小倉北ふれあい保育所 指定管理者)

団体名： 社会福祉法人 正善寺福祉会

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
<p>社会福祉法人正善寺福祉会として、①児童福祉法第 39 条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その心身の発達を図る②入所する子どもの最善の利益を考慮し、保護者とともにその福祉を積極的に増進する③健康・明朗・感謝を基に、無限の可能性をもつ子どもの成長・発達を通して共に育ちあう心を育てる。</p>
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
<p>夜間におよぶ長時間保育のため、人材を確保することが課題ではあるが、研修システム構築により有能な人材が増えてきた。安定した人的基盤により、安全安心の子どもの環境が確保されている。これからも養成校や就職支援活動を通じ、職員の確保を目指す。</p> <p>新制度により職員処遇は向上してきた。ただし長時間保育をさらに安定的な方向に導くには、今後も行政との財政については検討していかなければならないと考える。</p>
(3) 実績や経験など
<p>昭和 10 年からの保育所を運営。昭和 23 年児童福祉法成立と共に認可を受ける。昭和 57 年からは市内唯一の夜間保育園の運営を行ってきた。現在、一般保育所・夜間保育所・乳児専門保育所の 3 施設を運営している。</p> <p>保育士資格、幼稚園教諭免許、栄養士、調理師等、職員は全員有資格者である。</p>

2 管理運営計画の適確性

【有効性】に関する取組み
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
<p>毎年度末、全職員による伝達研修を行っている。理念や方針を再確認するとともに、次年度に向け事業計画、行動計画や年間行事予定を示し保育内容を検討している。職員の資質・能力向上のため研修システムを策定している。また、未就園の子育て家庭を招待するなど、地域の行事にも積極的に参加し、広く地域に関わっている。</p>
(2) 利用者の満足度
<p>開所当初からの保護者会を設立しており、保護者を巻き込んだ保育を心がけてきた。</p> <p>保育への参加 第三者評価委員の設置を行い、意見、要望、苦情、不満を解決するための仕組みを導入している。過去 5 年間の利用者アンケートによる 96.4% の高い満足度を今後も維持していくように、子どもと保護者のニーズを受け止め保育や子育て支援に反映させていく</p>

【効率性】に関する取組み
(1) 指定管理料及び収入
入所児を夜間部47名、乳児部34名で試算した。職員配置については、児童処遇を変えることなく17時間の長時間保育、夜間保育を補える配置で作成した。
(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性
担当制保育の個別対応により、兄弟児の2子、3子目を希望する家庭が多くおり、入所希望者が増えている。保育士の確保が課題ではある、今後も定員を満たす期待が持てる。 17時間の長時間開所している保育所であるが、二施設併設園の特性を生かし光熱費や管理費は経費節減を心がけている。

【適正性】に関する取組み
(1) 管理運営体制など
法人として三施設を運営し、理事会、理事長、施設長、主任保育士、担当保育士と管理体制を整えている。苦情解決第三者委員、小児科嘱託医を外部委託している。 平成25年度には北九州市第三者評価事業の再評価に参加した。 職員は有資格者であり、それぞれの専門性を生かして職務に当たっており、資質能力向上のために独自の研修システムを構築していることは高く評価されている。
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
健康で安全な生活のため、各種チェックリストやガイドラインを作成し、衛生管理、感染症予防、事故防止、災害時の対応強化に努めている。保育環境にも格別の配慮を行い、保健的で過ごしやすい環境の整備に毎年取り組んできた。担当者による月一回の安全点検、保護者会との安全チェックを行い、複数の立場からの事故防止の取り組みを行っている。 緊急時の事故や発病に対応できるように、嘱託医、市立医療センター、夜間休日急患センター、近隣の医療機関との連携関係、ネットワークの構築を行っている。 個人情報保護法施行により、個人情報保護の方針を定め個人情報の適正な管理に努めている。

提案額（千円）

令和3年度 2021	188,094千円
令和4年度 2022	188,094千円
令和5年度 2023	188,094千円
令和6年度 2024	188,094千円
令和7年度 2025	188,094千円

※提案概要は、提案書の内容を2枚程度（A4）にまとめてください。

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和2年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称:北九州市立北方保育所

所在地:北九州市小倉南区北方二丁目16番10号

施設内容:①施設概要 RC造3階建の1・2階部分(1,237.67㎡)

②事業内容 保育所の管理及び保育の実施

(2) 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称:社会福祉法人 北九州市保育事業協会

所在地:北九州市八幡東区中央二丁目1番1号(レインボープラザ5階)

主な業務内容:指定管理保育所(3所)及び民間保育所(3所)の運営

2 指定の経緯

令和2年 7月 8日～7月28日 募集要項等の配布

令和2年 8月 2日 現地説明会

令和2年 8月 7日 申請書の受付

令和2年 8月11日～8月25日 事業計画書の受付

令和2年 10月 9日 指定管理者検討会(ヒアリング)の開催

令和2年 10月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格(以下のすべてを満たすもの)

- ・法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ・本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ・現地説明会に参加していること。

(2) 応募状況

説明会参加: 2団体

応募件数: 1 団体 (社会福祉法人 北九州市保育事業協会)

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[学識経験者] 尾家 京子(東九州短期大学幼児教育学科 教授 幼児教育学科長)
- ・[学識経験者] 野中 千都(中村学園大学教育学部 児童幼児教育学科 准教授)
- ・[有識者] 中西 光恵 (元 北九州市立西戸畑保育所 所長)
- ・[財務関係] 松木 摩耶子(公認会計士)

5 選定基準

選定基準(=審査項目)及びポイント	
1 指定管理者としての適性	
(1) 施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営(指定管理業務)に対する理念や基本方針を持っているか。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	① 長期間安定的な管理運営(指定管理業務)を行っていただくための人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験など	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ② 応募団体が施設の管理運営(指定管理業務)に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2 管理運営計画の適確性	
【有効性】	
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	① 施設の管理運営(指定管理業務)に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
(2) 利用者の満足度	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
【効率性】	
(3) 指定管理料及び収入	① 指定管理業務に係る費用(指定管理料)が最小限に抑えられているか。 ② 収入が最大限確保される提案であるか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ② 経費の配分は適切であるか。 ③ 積算根拠は明確であるか。 ④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】	

(5) 管理運営体制など	
①	施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
②	施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員の配置が合理的であるか。
③	施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④	職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 安全対策、危機管理体制など	
①	施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
②	日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
③	衛生管理及び感染症防止の対応などが適切であるか。
④	防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗 率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている(市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している)
4	80%	優れている(市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している)
3	60%	普通(市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している)
2	40%	多少不十分である(市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい)
1	20%	不十分である(市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい)
0	0%	劣っている(能力がほとんどなく、任せることに不安がある)

(3)検討会における検討結果

本市が求める水準を満たしており、社会福祉法人 北九州市保育事業協会が指定管理者として相応しいと判断する。検討会における議論を十分に考慮し、最終決定を行うよう市に求めることとする。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人 北九州市保育事業協会を指定管理者候補に選定しました。

(1)選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2)市における主な選定理由

- ・保育所の設置目的及び市の施策についてよく理解しており、また同施設の管理に関する意欲が強く感じられる。
- ・保護者の声に耳を傾け、施設の改善や保育の取組みについてよく考えている。
- ・アンケートの満足度が非常に高いため、数字を維持するとともに更なる改善を期待する。
- ・指定管理施設運営に必要な人的基盤や財政基盤を有している。
- ・安全対策、危機管理体制等が十分に考えられており、児童の安全等について配慮がなされている。

8 提案額

145,493 千円(令和 3 年度～令和 7 年度までの各年度)

提 案 概 要

(北九州市立北方保育所 指定管理者)

団体名： 社会福祉法人 北九州市保育事業協会

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
<p>児童福祉法第24条に基づき、北九州市の委託を受け、子どもの個性を尊重しつつ、公平にかつ、安全面に十分留意した保育を行うことで子どもの健全育成を図る。また、地域社会との連携の充実を図りつつ、子育て支援の拠点として安定した運営を推進していく。</p>
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
<p>6つの保育施設を運営することで、役職及び役割に適した人材の配置と、変動のない予算を組み、持続的に安定した運営を図ることを大切にしている。また、必要に応じた人材の確保に努めている。</p>
(3) 実績や経験など
<p>当法人は、昭和49年から長期に渡って、保育事業に携わってきた実績を効果的に活用し、独自に法人内研修を実施する等積極的に人材育成を行っている。これまでの経験を生かし、施設運営及び地域社会の福祉向上のため多いに貢献している。</p>

2 管理運営計画の適確性

【有効性】に関する取組み
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
<p>施設の設置目的の達成に向けては、その目的を十分理解し、達成に向けて取り組むための保育計画と事業計画が必要である。計画を立て、目標を定め、達成に向けて取組み、事業を展開している。</p>
(2) 利用者の満足度
<p>保育の実施にあたっては、利用者の意向を把握することが重要であり、方法として、日々の保護者とのコミュニケーションを大切にしながら様々な工夫や方法で情報の収集を行い、それらを反映させていくことが効果的であり、利用者・児童の側に立った取組みに努めており、保護者の信頼は厚い。</p>

【効率性】に関する取組み
(1) 指定管理料及び収入
施設型給付費・指定管理料（民間保育所運営補助金・光熱水費及び施設保守点検経費等）・利用者等利用料収入を収入として、運営を図る。
(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性
確立した予算を組み込み、また、決算を点検し、安定した運営を図るように努める。

【適正性】に関する取組み
(1) 管理運営体制など
責任ある業務を遂行するため、専任の施設長、主任保育士を配置するとともに配置基準を満たした保育士の配置を行う。また、職員の資質向上に向けた法人内研修、外部研修への積極的な参加の働きかけを行う。
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
子どもの命を守り、一人一人を公平にかつ安定した生活を提供するため、安全な保育環境を整える。体制としては、対応等の連携図や各種の危機管理マニュアル等を作成し、職場内研修等の機会をとらえ、全職員が共通認識を持ち、対応できるようにしている。

提案額（千円）

令和3年度	145,493千円 施設型給付費・利用者等利用料収入 指定管理料（民間保育所運営補助金・光熱水費及び施設保守点検経費等）
令和4年度	145,493千円 施設型給付費・利用者等利用料収入 指定管理料（民間保育所運営補助金・光熱水費及び施設保守点検経費等）
令和5年度	145,493千円 施設型給付費・利用者等利用料収入 指定管理料（民間保育所運営補助金・光熱水費及び施設保守点検経費等）
令和6年度	145,493千円 施設型給付費・利用者等利用料収入 指定管理料（民間保育所運営補助金・光熱水費及び施設保守点検経費等）
令和7年度	145,493千円 施設型給付費・利用者等利用料収入 指定管理料（民間保育所運営補助金・光熱水費及び施設保守点検経費等）

※提案概要は、提案書の内容を2枚程度（A4）にまとめてください。

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和2年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称:北九州市立陣原保育所

所在地:北九州市八幡西区陣原三丁目23番9号

施設内容:①施設概要 SRC造10階建の2階部分(976.79㎡)

②事業内容 保育所の管理及び保育の実施

(2) 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称:社会福祉法人 北九州市保育事業協会

所在地:北九州市八幡東区中央二丁目1番1号(レインボープラザ5階)

主な業務内容:指定管理保育所(3所)及び民間保育所(3所)の運営

2 指定の経緯

令和2年 7月 8日～7月28日 募集要項等の配布

令和2年 8月 2日 現地説明会

令和2年 8月 7日 申請書の受付

令和2年 8月11日～8月25日 事業計画書の受付

令和2年 10月 9日 指定管理者検討会(ヒアリング)の開催

令和2年 10月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格(以下のすべてを満たすもの)

- ・法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ・本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ・現地説明会に参加していること。

(2) 応募状況

説明会参加: 3団体

応募件数: 1 団体 (社会福祉法人 北九州市保育事業協会)

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[学識経験者] 尾家 京子(東九州短期大学幼児教育学科 教授 幼児教育学科長)
- ・[学識経験者] 野中 千都(中村学園大学教育学部 児童幼児教育学科 准教授)
- ・[有識者] 中西 光恵 (元 北九州市立西戸畑保育所 所長)
- ・[財務関係] 松木 摩耶子(公認会計士)

5 選定基準

選定基準(=審査項目)及びポイント	
1 指定管理者としての適性	
(1) 施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営(指定管理業務)に対する理念や基本方針を持っているか。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	① 長期間安定的な管理運営(指定管理業務)を行っていただくための人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験など	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ② 応募団体が施設の管理運営(指定管理業務)に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2 管理運営計画の適確性	
【有効性】	
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	① 施設の管理運営(指定管理業務)に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
(2) 利用者の満足度	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
【効率性】	
(3) 指定管理料及び収入	① 指定管理業務に係る費用(指定管理料)が最小限に抑えられているか。 ② 収入が最大限確保される提案であるか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ② 経費の配分は適切であるか。 ③ 積算根拠は明確であるか。 ④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】	

(5) 管理運営体制など	
①	施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
②	施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員の配置が合理的であるか。
③	施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④	職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 安全対策、危機管理体制など	
①	施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
②	日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
③	衛生管理及び感染症防止の対応などが適切であるか。
④	防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗 率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている(市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している)
4	80%	優れている(市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している)
3	60%	普通(市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している)
2	40%	多少不十分である(市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい)
1	20%	不十分である(市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい)
0	0%	劣っている(能力がほとんどなく、任せることに不安がある)

- ・行事等の内容を、保育計画に明記することにより、さらなる保育の質の向上に期待する。

(3)検討会における検討結果

本市が求める水準を満たしており、社会福祉法人 北九州市保育事業協会が指定管理者として相応しいと判断する。検討会における議論を十分に考慮し、最終決定を行うよう市に求めることとする。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人 北九州市保育事業協会を指定管理者候補に選定しました。

(1)選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2)市における主な選定理由

- ・保育所の設置目的及び市の施策についてよく理解しており、また同施設の管理に関する意欲が強く感じられる。
- ・所長先生が、それぞれの活動の中に入り保育士と子どもたちの様子をしっかりと見ているため、一人一人に向き合った保育がなされている。
- ・保育士の意見に耳を傾けているが、皆の意見を共有し、話し合う場面が少ないため、その部分を改善することが出来れば、職員の意識や保育の質の向上につながる。
- ・安全対策、危機管理体制等が十分に考えられており、児童の安全等について配慮がなされている。

8 提案額

150,111 千円(令和3年度～令和7年度までの各年度)

提 案 概 要

(北九州市立陣原保育所 指定管理者)

団体名： 社会福祉法人 北九州市保育事業協会

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
<p>児童福祉法第24条に基づき、北九州市の委託を受け、子どもの個性を尊重しつつ、公平にかつ、安全面に十分留意した保育を行うことで子どもの健全育成を図る。また、地域社会との連携の充実を図りつつ、子育て支援の拠点として安定した運営を推進していく。</p>
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
<p>6つの保育施設を運営することで、役職及び役割に適した人材の配置と、変動のない予算を組み、持続的に安定した運営を図ることを大切にしている。また、必要に応じた人材の確保に努めている。</p>
(3) 実績や経験など
<p>当法人は、昭和49年から長期に渡って、保育事業に携わってきた実績を効果的に活用し、独自に法人内研修を実施する等積極的に人材育成を行っている。これまでの経験を生かし、施設運営及び地域社会の福祉向上のため多いに貢献している。</p>

2 管理運営計画の適確性

【有効性】に関する取組み
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
<p>施設の設置目的の達成に向けては、その目的を十分理解し、達成に向けて取り組むための保育計画と事業計画が必要である。計画を立て、目標を定め、達成に向けて取組み、事業を展開している。</p>
(2) 利用者の満足度
<p>保育の実施にあたっては、利用者の意向を把握することが重要であり、方法として、日々の保護者とのコミュニケーションを大切にしながら様々な工夫や方法で情報の収集を行い、それらを反映させていくことが効果的であり、利用者・児童の側に立った取組みに努めており、保護者の信頼は厚い。</p>

【効率性】に関する取組み
(1) 指定管理料及び収入
施設型給付費・指定管理料（民間保育所運営補助金・光熱水費及び施設保守点検経費等）・利用者等利用料収入を収入として、運営を図る。
(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性
確立した予算を組み込み、また、決算を点検し、安定した運営を図るように努める。

【適正性】に関する取組み
(1) 管理運営体制など
責任ある業務を遂行するため、専任の施設長、主任保育士を配置するとともに配置基準を満たした保育士の配置を行う。また、職員の資質向上に向けた法人内研修、外部研修への積極的な参加の働きかけを行う。
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
子どもの命を守り、一人一人を公平にかつ安定した生活を提供するため、安全な保育環境を整える。体制としては、対応等の連携図や各種の危機管理マニュアル等を作成し、職場内研修等の機会をとらえ、全職員が共通認識を持ち、対応できるようにしている。

提案額（千円）

令和3年度	150,111千円 施設型給付費・利用者等利用料収入 指定管理料（民間保育所運営補助金・光熱水費及び施設保守点検経費等）
令和4年度	150,111千円 施設型給付費・利用者等利用料収入 指定管理料（民間保育所運営補助金・光熱水費及び施設保守点検経費等）
令和5年度	150,111千円 施設型給付費・利用者等利用料収入 指定管理料（民間保育所運営補助金・光熱水費及び施設保守点検経費等）
令和6年度	150,111千円 施設型給付費・利用者等利用料収入 指定管理料（民間保育所運営補助金・光熱水費及び施設保守点検経費等）
令和7年度	150,111千円 施設型給付費・利用者等利用料収入 指定管理料（民間保育所運営補助金・光熱水費及び施設保守点検経費等）

※提案概要は、提案書の内容を2枚程度（A4）にまとめてください。